

入 札 説 明 書

1 賃貸借の場所及び面積（詳細は、別紙のとおり）

所在地：岐阜県飛騨市古川町上気多 1 9 8 7 番地 2

物件番号	設置場所	貸付面積	設置台数
①	岐阜県立古城高等学校 1 階東渡り廊下	4.00 m ² 幅 4.0m×奥行 1.0m	清涼飲料水等 2 台
②	岐阜県立古城高等学校 購買棟売店横	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	乳飲料等 1 台

※貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分・転倒防止部分を含む。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体において代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等

④ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等

- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これらを利用していると認められる個人又は法人等
 - ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 法人にあつては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては岐阜県内で事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岐阜県が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 賃貸借期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とし、更新はしません。

(3) 賃貸借料

賃貸借料は、入札により決定した金額とします。

賃貸借料は、契約期間の年数に均等分割して、年度ごとに納付してください。

なお、消費税の増税など経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができるものとします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は、全て設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても、設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、岐阜県が指定する期限までに全額納付してください。

(5) 設置機器及び販売品目の条件について

別紙仕様書による。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、賃貸借料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないこと。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。回収ボックスに収納された容器は、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 商品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、岐阜県の指示に従うこと。

エ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

オ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は、安全面に問題ないか定期的に確認すること。

カ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を岐阜県に請求することができません。

4 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒509-4212 岐阜県飛騨市古川町上気多1987番地2

岐阜県立古城高等学校 事務室

電話 0577-73-4555

E-mail c27340@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月21日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前8時20分から午後4時50分まで

イ 交付場所

4 の(1)に同じ。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札への参加を希望する者は、イに定める書類を提出しなければならない。

イ 提出書類（提出部数各 1 部）

① 一般競争入札参加申込書（様式第 1）

② 誓約書（様式第 2）（代理人により入札する場合でも本人の誓約書が必要）

③ 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ等

ウ 提出期限 令和 7 年 2 月 2 1 日（金）

期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）

第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により申込みを行う場合にあっては、期限までに 4 の(1)へ到達したものを有効とする。

5 現地説明の場所及び日時

現地説明会は行いません。

ただし、現地確認を希望する場合は 4 の(1)へ連絡してください。

6 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則第 1 1 4 条各号に該当するときは、免除する。

7 入札の日時等

(1) 日時・場所

日時 令和 7 年 2 月 2 7 日（木） 午前 1 0 時 3 0 分

場所 飛騨市古川町上気多 1 9 8 7 番地 2

岐阜県立古城高等学校 1 階 会議室

(2) 入札の受付は、入札開始時刻の 3 0 分前から 1 0 分前までに行います。入札は、上記開始時間を厳守しています。開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

また、一度会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。

(3) 入札へは、申込者又は代理人が必ず出席してください。

入札会場への入室は、1 名とします。なお、代理人によって入札する場合は、委任状（様式第 4）を作成の上、提出してください。ただし、1 人で複数の代理を兼ねることはできません。

8 入札日の持参品等

(1) 入札書（様式第 3）

(2) 委任状（様式第 4）

入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は、不要です。入札参加資格者名簿に登載された方以外の方が入札に参加される場合には、委任状を持参してください。

(3) 印章

入札参加申込書に押印したご本人の印章を持参ください。

ただし、代理人が入札される場合には、申込者ご本人(委任者)の印章は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印章を持参ください。

(4) 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)

(5) 身分証明書(ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの例：運転免許証)

(6) 入札用定型封筒

9 入札に当たっての注意事項

(1) 入札参加者は、岐阜県立吉城高等学校への自動販売機に係る一般競争入札公告、本説明書及び契約書(案)並びに賃借物件の現況等を熟覧の上入札してください。

(2) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

(3) 入札書には、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印(代理人の場合は、代理人の氏名及び代理人の印鑑)の上封かんし、入札者の氏名(代理人の場合は、代理人の氏名)を明記して、所定の入札箱に投函してください。

(4) 入札用封筒

(表)

物件番号
入 札 書 在 中
氏名

(裏)

印	印	印
---	---	---

(5) 入札書への金額の記入は、所定の欄に算用数字(0、1、2、3…)を使用してください。なお、ケタ数には十分ご注意ください。

(6) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

- ① 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- ② 委任状を持参しない代理人がした入札
- ③ 指定の時刻までにされなかった入札
- ④ 所定の入札書によらない入札
- ⑤ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が 1 人で 2 以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑥ 代理人が 2 人以上の者の代理をした場合、その全部の入札
- ⑦ 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合、その全部の入札
- ⑧ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- ⑨ 記名押印を欠いた入札書による入札
- ⑩ 必要な記載事項を確認できない入札
- ⑪ 入札金額を訂正した入札書による入札
- ⑫ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のない入札
- ⑬ 競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた者がした入札
- ⑭ 郵便等又は電信による入札
- ⑮ その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札金額

- (1) 入札金額は、3（2）の賃貸借期間中の賃貸借料の総額を記入してください。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

11 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせます。
なお、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜県が定める予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
 - ② 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって

落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。

(4) 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

12 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

13 契約の締結

(1) 別紙県有財産賃貸借契約書（様式第6）により、契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

(3) 賃貸借契約は、申込者名義で行います。

(4) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者（2の（3）の①から⑨までに掲げるものをいう。以下同じ。）に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、契約を解除の上、違約金を徴収します。

14 その他

(1) この説明書に定めのない事項については、全て地方自治法、同法施行令、岐阜県公有財産規則（昭和39年岐阜県規則第48号）、岐阜県公有財産事務処理規程（昭和49年岐阜県訓令甲第16号）、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）、岐阜県会計規則取扱要領（昭和39年39出一第38号出納長通知）及びその他関係法令等の定めるところによります。

(2) 入札情報は、全て情報公開の対象となります。

問合せ先

〒509-4212 岐阜県飛騨市古川町上気多1987番地2

岐阜県立吉城高等学校 事務室

T E L 0577-73-4555（直通） F A X 0577-73-6475

E-mail c27340@pref.gifu.lg.jp

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

区 分	内 容
1 名 称	岐阜県立吉城高等学校
2 所在地	岐阜県飛騨市古川町上気多 1 9 8 7 番地 2
3 設置場所	① 1 階東渡り廊下 ② 購買棟売店横
4 開庁日及び開庁時間	平日 午前 8 時 2 0 分～午後 4 時 5 0 分 (土日、祝日、年末年始を除く)
5 職員数又は来庁者数	職員数約 6 0 名、生徒数約 3 1 0 名
6 前年度売上実績 (R5. 4～R6. 3)	① 7, 046 本 1, 006, 610 円 ② 3, 214 本 379, 130 円
7 施設内にある飲料水の自動販売機の状況	清涼飲料水 2 台 乳製品及び清涼飲料水 1 台 ※全て 1 品目 2 0 0 kcal 未満のもの
8 施設内にある他の自動販売機の飲料の販売価格	他の自動販売機の設置はなし。 販売価格は、5 0 円～1 7 0 円で販売している。

※別に設置する場所の位置図を添付すること。